

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

制度で受けられる支援・サービスのご紹介

制度について

佐倉市では、多様な家族のかたちを尊重し、一人ひとりが大切なパートナーや家族と自分らしく暮らすことを応援するため、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

※ 本制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税控除など)はありません。

1. 佐倉市役所(行政)でできること

① 宣誓証明書・宣誓証明カードの交付

佐倉市が公式にお二人(またはご家族)の関係性を認めた証として、宣誓証明書と証明カードを交付します。

② ファミリーシップ宣誓が可能

佐倉市では、パートナーのみならず、子ども・親などを含む「家族としての宣誓」が可能です。

③ 住民票の続柄「同居人」を変更できる

※同世帯の場合のみ対象 ※本人が市民課で届出を行う必要がある。

・同性の場合

当事者本人からの申出により、続柄を「縁故者」へ変更可能。

・異性の場合 ※本制度の利用有無とは関係なく適用可能

当事者本人からの申出により、続柄を「妻(未届)」または「夫(未届)」へ変更可能。

・ファミリーシップの場合

当事者本人(15歳未満の場合は法定代理人)からの申出により、続柄を変更可能。

※ 続柄はファミリーシップ宣誓の内容によって異なります。

④ 佐倉市営住宅・千葉県営住宅に申込みできる

通常は血縁や婚姻関係にある世帯が対象ですが、宣誓されたお二人(または家族)は“家族と同等”として申込み可能です。

⑤ 千葉県内の自治体間連携によるメリット

佐倉市は千葉県内で本制度を導入している都市間連携と協定を結んでいます。

この連携により、

- ★ 転出元での手続きが不要(証明書の返還などが不要)
- ★ 独身証明書の提出が不要(手続き負担の軽減)
- ★ 証明書・証明カードを継続利用できる(関係性が途切れない)

といったメリットがあります。

(裏面に続く)

2. 民間サービスで受けられる可能性があるもの

本制度の利用可否や適用条件については、各企業・事業者の判断により個別に取り扱われるものであり、**民間サービスでの対応はあくまでも任意**となります。

パートナーシップ制度には、民間企業に対する法的な義務付けはございませんが、証明書の提示や制度に対する社会的な理解の広がりにより、家族に準じた扱いを受けられるサービスが増えつつあります。

① 生命保険の受取人に指定しやすくなる

多くの生命保険会社で、同性パートナーを受取人に指定することが可能になっています。

② 住宅ローン(ペアローン)が利用できる場合がある

パートナー同士で収入合算をして住宅ローンを組めるケースが増えています。

証明書の提示により、審査が通りやすくなる場合もあります。

③ 賃貸住宅で“家族扱い”を受けやすくなる

同一生計であることが確認できれば、家族カードを作成できる会社が増えています。

以前は証明書の提示が必要な場合もありましたが、現在はより柔軟に対応される傾向があります。

④ クレジットカードの家族カード作成

同一生計であることが確認できれば、家族カードを作成できる会社が増えています。

以前は証明書の提示が必要な場合もありましたが、現在はより柔軟に対応される傾向があります。

⑤ 携帯電話の家族割引・ファミリープランの利用

大手キャリアなどで利用例が増えています。

動画配信サービスのファミリープランなども利用できる傾向があります。

⑥ 企業の福利厚生の利用(家族としての扱い)

パートナーを「家族」として扱う企業が増加しています。

対象例：慶弔休暇、弔慰金、社宅・住宅補助、育児・介護関連の休暇 など

⑦ 医療機関や介護の相談がスムーズになる

受付や入院時に、パートナー(家族)であることを示しやすくなります。

また、入院時の面会や病状説明などで、家族に準じて対応される場合があります。

さらに、ケアマネジャーや介護サービスと連携する際に、支援者として理解してもらいやすくなります。

※ なお、ここで紹介したもの以外にも、制度の普及や社会的理解の深化に伴い、パートナーや家族としての関係性が尊重されるサービスは拡大しています。

今後も、さまざまな分野で家族に準じた扱いを受けられる機会が増えていくと考えられます。

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての詳細は、右側のQRコードからホームページをご覧ください。

